

公益的法人等への北上市職員の派遣規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北上市職員の派遣規則（平成14年北上市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員を派遣することができる公益的法人等）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（職員を派遣することができる公益的法人等）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 一般財団法人日本現代詩歌文学館運営協会</u></p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。